

令和6年第3回 教育委員会会議
議案書

吉川市教育委員会

令和6年第3回吉川市教育委員会会議

付議案件等一覧

番号	議案等番号	件名
1	第4号議案	吉川市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について
2	第5号議案	吉川市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について
3	第6号議案	令和6年度吉川市教育行政重点施策について
4	第7号議案	中曾根小学校学校医の委嘱について
5	第8号議案	吉川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
6	第9号議案	教育支援センター指導員の任命について
7	第10号議案	文化財の市指定について
8	第11号議案	令和6年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について

第4号議案

吉川市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について

(吉川市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 吉川市教育委員会事務局組織規則(平成14年吉川市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前												
(課、係等の設置等)	(課、係等の設置等)												
第2条 略	第2条 略												
2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる組織は、同表右欄に掲げる施設を所管する。	2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる組織は、同表右欄に掲げる施設を所管する。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">学校教育課</td> <td style="text-align: center;"><u>吉川市教育センター</u> 吉川市立学校</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		学校教育課	<u>吉川市教育センター</u> 吉川市立学校	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">学校教育課</td> <td style="text-align: center;"><u>吉川市少年センター</u> 吉川市立学校</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		学校教育課	<u>吉川市少年センター</u> 吉川市立学校	略	
略													
学校教育課	<u>吉川市教育センター</u> 吉川市立学校												
略													
略													
学校教育課	<u>吉川市少年センター</u> 吉川市立学校												
略													

(吉川市さわやか相談員設置規則の一部改正)

第2条 吉川市さわやか相談員設置規則(平成19年吉川市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前

<p>(服務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 相談員は、その職務を行うに当たっては、配置校長の指示を受けるものとする。この場合において、<u>教育センター</u>所長（以下「所長」という。）は、必要に応じて配置校長に指示をすることができる。</p>	<p>(服務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 相談員は、その職務を行うに当たっては、配置校長の指示を受けるものとする。この場合において、<u>少年センター</u>所長（以下「所長」という。）は、必要に応じて配置校長に指示をすることができる。</p>
---	---

(吉川市教育相談・補導員設置規則の一部改正)

第3条 吉川市教育相談・補導員設置規則（平成19年吉川市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(服務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 相談員は、その職務を行うに当たっては、<u>教育センター</u>所長（以下「所長」という。）の指示を受けるものとする。</p>	<p>(服務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 相談員は、その職務を行うに当たっては、<u>少年センター</u>所長（以下「所長」という。）の指示を受けるものとする。</p>

(吉川市教育支援センター設置及び運営規則の一部改正)

第4条 吉川市教育支援センター設置及び運営規則（令和3年吉川市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条項とし、移動後

条項に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 吉川市立小・中学校(以下「<u>学校</u>」<u>とい</u> <u>う。</u>)に在籍する児童・生徒で、長期にわたり 欠席しているもの又は欠席の傾向が見られるも の(以下「不登校児童生徒」という。)に対 し、自らの進路を主体的にとらえ社会的に自立 するための支援を行うため、<u>吉川市教育センタ</u> <u>ー</u>に教育支援センター「<u>宇宙(そら)</u>」(以下 「<u>センター</u>」<u>とい</u><u>う。</u>)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 吉川市立小・中学校に在籍する児童・生 徒で、長期にわたり欠席しているもの又は欠席 の傾向が見られるもの(以下「不登校児童生 徒」という。)に対し、自らの進路を主体的に とらえ社会的に自立するための支援を行うた め、<u>吉川市少年センタ</u> <u>ー</u>に教育支援センター 「<u>宇宙(そら)</u>」(以下「<u>センター</u>」<u>とい</u> <u>う。</u>)を置く。</p>
<p>(開設日時)</p> <p>第3条 センターの開設日は、月曜日から金曜日 までとし、開設時間は、<u>午前8時30分</u>から<u>午</u> <u>後5時</u>までとする。ただし、国民の祝日に関す る法律(昭和23年法律第178号)に規定す</p>	<p>(開設日時)</p> <p>第3条 センターの開設日は、月曜日から金曜日 までとし、開設時間は、<u>午前9時</u>から<u>午後3時</u> までとする。ただし、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日</p>

<p>る休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は、開設しないものとする。</p> <p>(指導員の職務)</p> <p><u>第5条</u> 指導員は、教育長及び<u>吉川市教育センター</u>所長の監督のもと、吉川市教育支援センター運用指針に基づき、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(<u>校内スペシャルサポートルーム</u>)</p> <p><u>第6条</u> 教育長は、必要に応じ学校内にセンターの分室（以下「<u>校内スペシャルサポートルーム</u>」という。）を置くことができる。</p> <p><u>2 校内スペシャルサポートルームの運営について</u>は、教育長が別に定める。</p> <p>(入室の申請)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(入室の決定)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(退室等)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(学校長への報告)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(補則)</p>	<p>及び12月29日から翌年の1月3日までの日は、開設しないものとする。</p> <p>(指導員の職務)</p> <p><u>第5条</u> 指導員は、教育長及び<u>吉川市少年センター</u>所長の監督のもと、吉川市教育支援センター運用指針に基づき、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(入室の申請)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(入室の決定)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(退室等)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(学校長への報告)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(補則)</p>
---	---

第11条 略

様式第1号 (第7条関係)

略

吉川市教育支援センター入室希望願

略

入室を希望する理由	
通室を希望する先 (並行利用可)	<input type="checkbox"/> 教育支援センター 「宇宙」 <input type="checkbox"/> 校内スペシャルサ ポートルーム

様式第2号 (第7条関係)

略

吉川市教育支援センター入室申請書

略

様式第3号 (第8条関係)

略

吉川市教育支援センター入室許可・不許可通
知

略

略	
入室開始日	
通室先 (並行利用可)	<input type="checkbox"/> 教育支援センター 「宇宙」 <input type="checkbox"/> 校内スペシャルサ ポートルーム

第10条 略

様式第1号 (第6条関係)

略

吉川市教育支援センター入室希望願

略

本人を入室させたい理由

様式第2号 (第6条関係)

略

吉川市教育支援センター入室申請書

略

様式第3号 (第7条関係)

略

吉川市教育支援センター入室許可・不許可通
知

略

略
入室開始日

<div style="border: 1px solid black; width: 90%; margin: 5px auto; padding: 5px;"> <p>様式第4号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">吉川市教育支援センター退室決定通知書</p> <p>略</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 90%; margin: 5px auto; padding: 5px;"> <p>様式第4号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">吉川市教育支援センター退室決定通知書</p> <p>略</p> </div>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職にある者は、別に辞令が発せられない限り同表の左欄に対応する右欄に掲げる職に命じられたものとする。

吉川市少年センター所長	吉川市教育センター所長
吉川市少年センター主査	吉川市教育センター主査

令和6年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

令和6年4月1日から吉川市少年センターが吉川市教育センターに名称を変更することに伴い、文言の修正等を行いたいので、この案を提出するものである。

第5号議案

吉川市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

吉川市教育委員会公印規程（昭和61年吉川町教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
名称	寸法	ひな型	用途	管理者	名称	寸法	ひな型	用途	管理者
略					略				
吉川市 教育セ ンター 所長之 印	略	吉川市教 育センタ ー所長之 印	教育セン ター所長 名をもつ て発する 文書用	教育 セン ター 所長	吉川市 少年セ ンター 所長之 印	略	吉川市少 年センタ ー所長之 印	少年セン ター所長 名をもつ て発する 文書用	少年 セン ター 所長
略					略				

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

令和6年4月1日から吉川市少年センターが吉川市教育センターに名称変更することに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものである。

第6号議案

令和6年度吉川市教育行政重点施策について

令和6年度吉川市教育行政重点施策について議決を求める。

令和6年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

令和6年度吉川市教育行政重点施策について、別紙のとおり作成したいので、この案を提出するものである。

第7号議案

中曽根小学校学校医の委嘱について

中曽根小学校の学校医を別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和6年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

中曽根小学校学校医が死亡により令和5年12月9日、学校医としての身分を失ったため、別紙の表に掲げる者を、令和6年4月1日付けで新たに委嘱したいので、この案を提出するものである。

第8号議案

吉川市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

吉川市いじめ問題対策委員会委員を委嘱することについて、議決を求める。

1 吉川市いじめ問題対策委員会委員名簿

		氏名	推薦団体
1	学識経験者	村山 大樹	帝京平成大学
2	学識経験者	鈴木 博	吉川市校長会
3	社会福祉士	高橋 陽子	埼玉県社会福祉士会
4	精神科医	中村 徹	吉川松伏医師会
5	弁護士	森山 健次	埼玉弁護士会越谷支部

2 委嘱期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

令和6年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

吉川市いじめ問題対策委員会委員の任期満了に伴い、表に掲げる者を令和6年4月1日付けで新たに委嘱するため、吉川市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成28年吉川市条例第9号）第13条第2項の規定により、この案を提出するものである。

第9号議案

教育支援センター指導員の任命について

教育支援センター指導員を別紙のとおり任命することについて議決を求める。

令和6年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

教育支援センター指導員の任期満了に伴い、別紙の表に掲げる者を令和6年4月1日付けで新たに任命するため、この案を提出するものである。

第10号議案

文化財の市指定について

次の2件の文化財を吉川市指定有形文化財に指定することについて、議決を求める。
指定日は、令和6年3月25日とする。

1 指定番号 第46号

- (1) 種別 有形文化財 歴史資料
- (2) 名称 芳川尋常高等小学校校歌 千家尊福筆
- (3) 点数 1点
- (4) 寸法 ・外寸 高さ138.5cm 幅229cm 厚さ3.0cm
・本紙(書部分) 高さ88cm 幅168cm
- (5) 所在地 吉川市大字平沼73 吉川市立吉川小学校
- (6) 所有者及び管理者 吉川市立吉川小学校
- (7) 指定理由 この校歌額は千家尊福の自筆作品にして千家と地域の関係を示す資料と
いうだけでなく、明治から現代へ続く人々の希望の形の一つとして、
学校の歴史や市の教育史においても貴重な歴史資料であるため

2 指定番号 第47号

- (1) 種別 有形文化財 歴史資料
- (2) 名称 三輪野江国民学校校歌原本一式及び額 (①楽譜 ②送付状 ③認可証
④三輪野江小学校校歌額 (相上嶺南書))
- (3) 点数 4点
- (4) 寸法 ①31.3cm×46.2cm (見開)
②25.5cm×18.3cm
③24.7cm×17.0cm
④外寸 高さ48cm 幅123.5cm 厚さ2.5cm
本紙(書部分) 高さ33cm 幅90cm
- (5) 所在地 吉川市大字加藤641 吉川市立三輪野江小学校
- (6) 所有者及び管理者 吉川市立三輪野江小学校

(7) 指定理由 昭和19年の歌詞と完成した校歌の送付状並びに県からの認可証などが揃って残されていることは貴重であり、学校の歴史や市の教育史においても貴重な歴史資料であるため

令和6年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

本件は、吉川市文化財保護条例第7条第1項の規定により、市文化財の指定を行いたいので、この案を提出するものである。

第11号議案

令和6年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について
吉川市教育委員会職員の人事異動について議決を求める。

令和6年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

令和6年4月1日付けで職員の人事異動を別紙のとおり行いたいので、この案を提出するものである。